

堺市津波避難計画改定骨子案

令和9年3月策定予定

1. 位置づけ

堺市地域防災計画に基づき、今後想定される「南海トラフ地震」による津波の発生に備え、本市における津波避難対策の基本的な事項を定めることなどにより、市民等が迅速かつ適切な避難行動を実施し、市民や各団体等の津波避難対策の指針とすることを目的とした計画。

2. 概要（現行計画）

最大クラスの津波が発生した場合における津波避難に関する基本的な考え方

- 地震発生後、津波の第一波が到達するまでの約100分間にJR阪和線を目標に東の標高6.8mより高い所（津波避難目標等）に徒歩で避難する。
- 避難行動要支援者や避難が遅れた避難者は、緊急一時的に津波避難ビル等へ避難する。

津波避難対象地域と津波注意地域について

「津波避難対象地域」

- 赤色の津波避難対象ラインより西側を津波の浸水が予想されるエリアを基本に、津波避難対象地域と設定
- 津波避難対象地域は、津波警報・大津波警報発表時に、直ちに避難する

「津波注意地域」

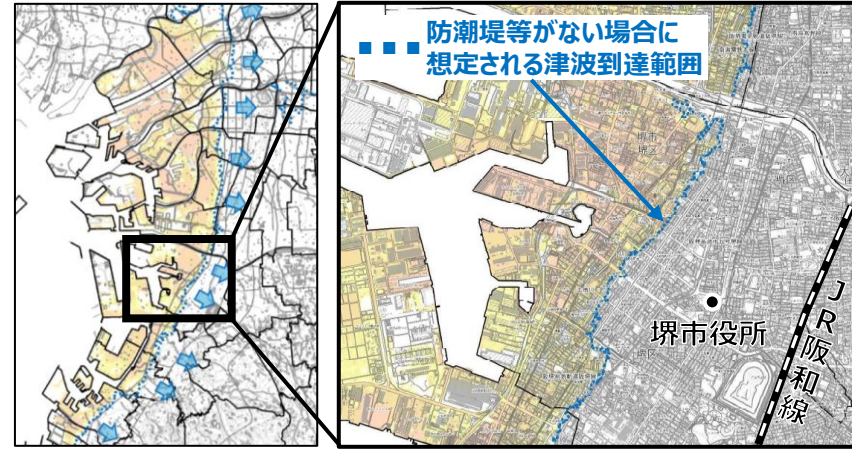
- 赤色の津波避難対象ラインと青色の津波注意ライン（標高6.8m）の間を津波注意地域と設定
- 津波注意地域は、大津波警報発表時に、直ちに避難できるよう準備し情報収集に努める



3. 改定の背景

（1）悪条件のケースにおける津波浸水想定が示された

- 令和8年3月に大阪府が公表した津波浸水想定は、科学的知見や最新の地形条件等を踏まえ、シミュレーションしたもの。
- 悪条件のケースにおける「防潮堤等がない場合に想定される津波到達範囲」が新たに示された。（前回公表分と概ね変更なし）



大阪府公表の津波浸水想定全体図・拡大図（一部抜粋・加筆、令和8年3月）

（2）現行の津波避難の考え方は市民等の避難を促す上で課題がある

- 「津波避難対象地域」と「津波注意地域」に区分し、「津波避難対象地域」の方には「津波注意ライン（標高6.8m）」を越える避難を求め、一方で、「津波注意地域」の方には直ちに避難を求めているため、避難行動の違いが分かりにくい。
- 標高6.8mを根拠とした「津波注意ライン」や「津波注意地域」の考え方が根拠に乏しく、市民の避難行動に迷いが生じるおそれがある。

	津波避難対象地域（左下図の ■ ）での行動	津波注意地域（左下図の ■ ）での行動
大津波警報 3m超	・直ちに避難行動を開始 ・東の高い所にある避難目標（標高6.8m以上）へ避難＝津波注意地域を越えて立退き避難	・直ちに避難できるよう準備を行い、情報収集に努める ・ただし、想定を上回る津波が発生した場合は、東の高い所にある避難目標（標高6.8m以上）へ避難
津波警報 1m<高さ≤3m		・情報収集に努める
津波注意報 20cm≤高さ≤1m	・情報収集に努める	・情報収集に努める

4. 津波避難の基本的な考え方（今回改定）

津波から、市民等が迅速かつ適切に避難できるよう「津波避難の基本方針」と「避難行動」を明確化

<津波避難の基本方針（基本的な考え方）>

地震発生後、津波が到達するまでの100分以内に、津波避難対象地域より東へ徒歩で立退き避難

- 津波避難対象地域にいる方は、津波避難対象地域から直ちに離れ、可能な限り、東の高く安全な場所に立退き避難する。
- 避難行動要支援者をはじめとする東の高く安全な場所への立退き避難が困難な方は、緊急一時的に津波避難ビルへ立退き避難する。

※立退き避難を安全にできない場合は、近隣にある3階以上の堅ろうな建物等へ緊急的に移動する「緊急安全確保」により、安全を確保する。

<避難行動>

- 津波注意地域及び津波注意ラインを廃止し、津波避難対象地域にのみ、避難行動を発令。

	現状	改定案
津波避難対象地域	阪堺線、国道26号、桜道等より西側の地域	継続
津波注意地域	津波避難対象ラインと津波注意ライン（標高6.8m）の間の地域	廃止
避難目標	JR阪和線方面の標高6.8mより高い所にある公共施設等に設定	津波避難対象ラインより東側の公共施設等へ変更
津波注意地域に所在する学校園	指定緊急避難場所として開設	指定避難所として開設

- 最大クラスの津波よりも大きな津波が発生する可能性が無いというのではなく、浸水域の拡大の可能性を踏まえた対応を計画に明文化。
- 現計画に特に定めのない津波注意報発表時の対応を計画に明文化。

